

第十九回国 参議院水産委員会會議録第九号

(一五二)

昭和二十九年二月二十六日(金曜日)午前十時二十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 森崎 隆君
理事

委員 秋山俊一郎君
千田 正君

青山 正一君
野田 俊作君
森 八三三君
木下 源香君
菊田 七平君

衆議院議員 水産委員長 田口長治郎君
政府委員 水産庁長官 清井 正君
事務局側 常任委員 岡 尊信君
常任委員 林 達磨君
常任委員 会専門員 林 達磨君

本日の會議に付した事件

○特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(森崎隆君) それでは只今から委員会を開会いたします。

本日は特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案、本法案を議題に供します。

前回に一応の説明を政府委員から頂きましたが、御苦勞ですが、もう一度改めて本法案の御説明を政府委員から頂きたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) 特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案でございますが、この趣旨についてはすでに御説明申し上げたのでございまして、これはいよいよ李承晩ラインと称する韓国側の不当措置によりまして拿捕された漁船に對するところの代船の建造、取得、或いは拿捕されたことによりましてその所有している他の漁船を転換し又はそれを改造するのに要する資金、及び漁具を取得するのに要する資金を特に農林漁業金融公庫から低利で以て融資をしたいという趣旨の規定でございます。

御承知の通り、外国による拿捕という問題は、韓国にとどまらずでに中共方面或いは北方方面におきましても、時々あるものでございまして、けれども、この間の事情が韓国と違つた点もございまして、又その他いろいろ、國際關係においても差があるというふうな關係もございまして、その他公庫の金融上の枠の問題等をも勘案いたしまして、とにかく本措置といたしましては、今までいよいよ李承晩ラインの宣言はありましたが、それに伴つて拿捕された船といふのは極く僅かだつたのであります。昨年の九月に、今後同ラインに入つた漁船は拿捕するといふ不当なる声明によりまして、その後一、二カ月の間に続々と多数の日本漁船が拿捕されたという特別の事態に即応いたしましたための臨時のこれは措置といふふうに考えまして、いよいよ李承晩ラインの声明によ

つて拿捕された船の所有者に限る特別対策であるという点をはつきりいたしておるのであります。而も又その期間が、いよいよ聲明がありましてから極く二、三カ月の間に拿捕された、極く僅かな期間に限つておるのであります。

その後の措置といたしましては漁業者にも無論十分の趣旨徹底はいたしております。一方拿捕漁船に對する特殊保険の方途を講ずる等の措置をいたしまして、我々といつてもいづれも漁業者側といたしましてはいろいろこれに對する態勢を整備しつつあるのであります。その以前にいよいよ緊急措置に對する措置といふことが本法律の立法の趣旨なのでございまして、従いまして初め原案におきましては、いよいよ講和が発効いたしましてから五十隻が拿捕された昨年の十二月三十一日までというふうに期間を限つたわけでございます。と言ひますのは、拿捕された該當隻数はつきりと固定と申します。而もそれが九月、十月に殆んど大部分が拿捕され、十一月に至りましては、十一月の初旬に二隻拿捕されたといふことです。その後ずつと拿捕がございせんので、その間を一つのポリオッドにいたしまして、昭和二十八年の十二月三十一日までということに原案を考えたのであります。従いましていよいよ四月二十八日から昭和二十八年の十二月三十一日に至るまでの間に拿捕されたところの船の所有者に對する資金融資、こういう考え方でできて

おるのであります。但しこの点は衆議院において御議論がありまして、二十八年十二月三十一日というのは本法施行の日の前日までというふうな御趣旨で御修正に相成つたのであります。その意味はいよいよ李承晩ラインの処置によりまして、拿捕されたものは当時五十隻という計算をしておつたのであります。その後一、二カ月の中旬と二月の初めに一隻ずつ拿捕されまして、合計二隻拿捕があるのであります。従いまして本法施行までに拿捕されたものと同じ趣旨ではないかと判断するのであります。この趣旨によつて二隻を追加するといふような結果に相成りまして、本法施行の日の前日までということに御修正に相成つた次第であります。それが本法の根幹でございます。

第二條は、農林漁業金融公庫がその代船建造等の目的を達成するために公庫法によりまして作成するところの事業計画と資金計画の一部として代船建造等の資金の融通に関する計画を定めなければならないというふうにいたしておるのであります。

第三條は、漁具であります。これは現在の法律によりますと、漁具は農林漁業金融公庫から融通ができない立場になつておりますので、特にこの際は漁具を附加するということにいたしました。漁具をこの際公庫から貸し得る対象であるということをはつきり明示したのが第三條であります。

第四條は利率であります。普通の金融の利率は七分五厘であります。特にこれは五分五厘といふふうにはつきりいたしております。七分五厘から二分下げまして、五分五厘ということにいたしておるのであります。この点が本法の特色でございます。併しこれは一旦拿捕されたところの船が帰つて来た場合には特殊の事情でござい

ますので、「帰還した日以後における当該融資残高に對する利率に限り、年七分五厘とすることができ。」「拿捕された船の代船を造るわけ」でございます。それから、その船が帰つて来たような場合においては七分五厘とすることができるといふことを考えまして、但書として挿入したものであります。

第五條はこれは貸付の申請期限であります。これは二十九年の四月三十日までといふことにいたしておるのであります。併しこれは書類の整理、事務の整理等の關係からかういふことになつたのであります。該當者に對して或る程度の枠をはめるという意味ではないのであります。従つて但書で以て若しどうしても四月三十日までに天災その他の止むを得ない事由で以て間に合わないといつたやうなことがあつた場合には大体現在六月三十日頃までを考へております。六月三十日頃までにその申請期限を延期することができるといふ趣旨を入れておるのであります。これは事務整理という意味でありまして、大体は四月三十日までにはこれは申請さえすればいいのであります。か

ら、申請することはできるのではないかと私は考えておるのであります。若し方が一止むを得ないような事情がある場合には若干延びずということを考えているのであります。

それから第六条は、これはまあ公庫からは五分五厘貸すのでありますが、県がその場合に資金の利子の一部を補助するということが考えられるのであります。と申しますのは、県が利子の一部を補助したことを考えまして、ここに法律上明文を規定して置きたいというので、特に当該資金の利子の一部を補助することができるといふ明文を置きまして、その法的な裏付けをしておる、そういうようなことになつておるのであります。

それからちよつと申し落しました、第一条で、「政令で定める海域」ということになつておまして、その海域を政令で定めることになつてゐるのであります。これは御承知の通り、すでに本改正によりまして、五十二隻というものがはつきり特定をいたしておるのであります。従つてこの船がどこで捕まつたということが大体はつきりいたしておりますから、捕まつた地点を囲みまして海域というものを指定したいといふふうに考えておるのであります。これはすでに実績等がございまして、将来の規定の問題は一応入つておりませんので、こういうふうな制限規定をいたしたいということでありまして、従つていわゆるこれは李承晩海域とは同一の海域ではないのであります。いわゆる海域外において捕まつた船がございまして、それらを含めて、対象になる漁船の捕まつた地域、海域を全部包含いたしまし

て、海域の規定をいたしておる、こういうことと考えておるのであります。それから「政令で定める漁具」と書いてありますが、政令の定める漁具というものはどの程度のものを考えているかといふのでございまして、これは捕獲された漁船が従事してゐた漁場又は漁業の転換によつて従事する漁業に必要なものであつて、比較的多額の資金を必要とするものといふふうに考えております。但し一操業単位に必要な範囲内のものに限るといふことになつておるので、大体漁具は含まれるといふ考え方になつておるのであります。

それから一言申添えますが、この法律の資金的な裏打ちでございまして、これはすでに一部は農林漁業金融公庫の本年度の資金といたしまして特定をいたしてあるものであります。併し無論これは本年度と来年度に跨がるものでありますので、本年度で足りない分は二十九年度の農林漁業の資金の中からこれを支出するということになつておるのであります。ただ申上げたことは、これは農林漁業金融公庫からの貸付ということに考えておりますので、たま／＼拿捕された船のうちに、いわゆる農林漁業金融公庫で貸付をしてない、いわゆる比較的大経営の経営者の部分、即ち総トン数一千トン、使用者が三百人というものに該当するものの資金は用意しておりません。この分は別途の行政措置で措置をいたすといふことになつておりますので、資金の措置をいたしましては、これはいわゆる開発銀行から貸付するに相当する部分を除いた部分が農林漁業金融公庫からの貸付の資金ということに計算をいたしておるので、念のため申上げた

と思つてあります。簡単であります。が説明を終わります。

○委員長(森崎隆君) なお本法案は昨二十五日衆議院で修正議決されました本院のほうに付託されておる次第でございますので、修正の点につきまして衆議院側からの御説明を併せて頂きたいと思ひます。衆議院水産委員長の田口さんに御説明願ひます。

○衆議院議員(田口長治郎君) 衆議院の修正部分につきましては、私から簡単に御説明申上げたと思ひます。

本法は、いろ／＼な年末金融の關係からいたしまして、昨年末までに何とか制定をしたい、こういうことで非常に急いだのでございまして、議員提案にするか、或いは政府提案にするかといふようなことから、年末までに制定することができなかったような事情がございまして、大体調和案約発効の日から十二月三十一日までに法律を制定するといふ考えから、十二月三十一日までには拿捕、抑留された船、こういうようなことで五十艘といふものを計算されてあつたのでございまして、その後法案審議中に福岡県の二艘曳及及び鳥取県の一艘曳漁船が拿捕されました、結局十二月三十一日以降に、法案審議中に二艘同じケースで拿捕された、こういうような問題が起つておるのでございまして。この十二月三十一日、その／＼この日までに本法を制定してしまふ、こういうようなことで期限を切つておられます関係もありません、ケースがたま／＼同じでございまして、法案審議中に起つた同じケースのものを省いてしまつて、十二月三十一日に切つてしまふといふことは理論上どうしても通らない、こういうよ

うなことが衆議院の水産委員会委員全員の考え方でもございまして、少くともやはり法律施行の日までこの間に起つた同じケースは全部本法を適用しなれば理論が通らないだろう、こういうことで修正をしたような次第でございまして。この点理論的にどうしても筋を立てなければならぬといふことで修正した次第でございましてから御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) ちよと速記をとめて下さい。

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

それでは暫く休憩いたします。

午前十一時一分開会

○委員長(森崎隆君) それでは只今から再開いたします。

これより本法律案並びに衆議院の修正案を含めまして質疑をいたしたいと思ひます。

○木下源吾君 保険は何ですか、沈没した場合でも拿捕した場合でも同じように取扱われておるかどうか。

○政府委員(清井正君) これは特殊保険でございますから、こういうようなことによつて拿捕、抑留された場合の保険でございます。撃沈、沈没、又はこれに準ずるような場合において、拿捕、抑留、撃沈等によつて生じた損害に対して支払ふことになつております。

○木下源吾君 そういう特殊の保険があれば、船体ばかりではなく、乗組員に対しても何らかの損害保険というものがあつたのですか。

○政府委員(清井正君) 保険に入つておりました船と、なかつた船と両方あるわけなんですけれども、この法律に第一條の中に書いてあるものであります。が、融資をする場合におきましては「特殊保険に係る保険金の支払を受け

○政府委員(清井正君) この特殊保険の制度と並行いたしまして、乗組員の給与保険という制度がございますので、これはたまたま代船建造でございますから、いわゆる特殊保険の金額を掲げてございまして、大概特殊保険に入っております場合には、同時に乗組員の給与保険に入っております場合が多いのでございまして、殆んどがそうでございまして、特殊保険に保険料を払っております場合には、同時に乗組員の給与保険の保険料を支払っておるわけでございまして、別途の金が四千二百万のほかに乗組員の給与保険として支払われておると思ひます。

○木下源吾君 そうすると、乗組員は全部損害保険が何かをもらつておりますか、今度の場合。

○政府委員(清井正君) 保険に入つておりました船につきましては、所定の取扱によりまして、その拿捕された船に對しまして特殊保険金を支払い、同時にそれに乗つておりました乗組員に對しまして乗組員給与保険に入つております場合には乗組員の給与保険金が支払つてあるわけであります。そのほかの措置といたしまして、御承知の通り、昨年の暮に御留されたかたへ全部に對しましていわゆる見舞金を國家から支出いたしましたことは御承知の通りであります。そのときには留守家族のかたにお見舞金、いわゆる何と申しまゝ、差入れと申しますか、そういう意味の見舞金と、それから御留期間に應じまして、これは保険に入つていないかたであります、保険に入つていないかたに御留期間に應じまして或る程度の見舞金を支出いたしておるのであります。

○木下源吾君 本件に關する對象からかういふようにしてもらいたいという請願が何か出ておりますか。

○政府委員(清井正君) 請願と申しますが、本件の拿捕されたかたよりは無論代船建造の融資をしてもらいたいという非常に熱心な御要望もございまして、その他、これは代船建造ばかりでなしに、拿捕されないかたへからもいろいろ李承晩ラインの措置によつて不当な損失を受けたのであるから、それに對して何らかの措置を講ずべきであるという趣旨のいろいろのお話合いが關係の業者のかたへからは頻りにあるでございまして、私も頻りにしましては、一般の措置につきまして行政上の措置をとりますことは十分いたしますけれども、法律によつてこの措置をとるといふことは限度ではないかといふふうに考へまして、拿捕されたものについて低利で國家から貸付けるというような措置を法律でいたしたような次第であります。

○木下源吾君 国会にはどれほど出ております、請願陳情というものは、本件に關して。

○委員(森崎隆君) お答えいたしますが、私のほうで受取つたものでは、成規の形で請願として出て来ておるものがたくさんございまして、それからその他の陳情の形で来られたのは随分ございまして、これは昨年十一月頃から頻りに陳情があつたわけであります。ちよつと数は今覚えておりません。

○木下源吾君 勿論かういふことだから請願陳情は来とおると思うのですが、同時にかういふような代船に對してだけではない、拿捕された間の非常な損害がある、漁業の。これについて

は何らの要請も、請願も陳情もなかつたのか。

○委員(森崎隆君) この問題はやはり陳情はございまして、やはりそういう損害全体を國家が補償せよという強い要請がございまして、だが今のところ制度としてはございせんので、やはりそういう不慮の場合ですね。この際は特別な不慮の場合になります、その際、李承晩ラインの措置によつて、その確立しなければならぬと思つて、本委員会は現在研究を進めておるわけでありまして、政府に對しても、そういう損害も一つ同時に含めてやれということは強く要請はしておりますが、今のところその段階には至つておりません。

○木下源吾君 こういふことを政府がいろいろ面倒を見なければならぬ意義は、社会的な面からと、直接又政府の責任といふこととあると思ふ。そこで船の返還の努力といふものに對して政府は十分の措置をとられたかどうか。

○政府委員(清井正君) この点は又別途お答え申上げる機会もあるかと思ひますが、私も事務當局といたしまして、關係省、主として外務省でございまして、時々連絡を密にして本件の解決については、できるだけ速かに日韓會談を再開いたしまして、正当な話し合いによつてこの問題を解決するといふことに努めておる最中でございまして、そこで、かかる事態が起りましたことにつきましては、その都度、外務省から正式の系統を辿りまして、当該漁船の即時返還と乗組員の帰還、並びにこれに伴つて起つた損害賠償の請求権の留保等の、あらゆる措置をとつて来ておるのであります。今までも、ちよつと数は覚えて

おりませんが、相当回数に亘つて、その都度、或いは事態の新たな都度に、一々外務省から所定の手続をとり、やつておるのでございまして、未だそれに対して殆んど正規の回答が得られていないやうな状況であります。又日韓會談のほうも御承知の通りの状況で、まだちよつといつどやうなるということがはつきり申上げられないやうな今状況になつておるのであります。ところが、御承知の通り、船はまだ返つて参りませんけれども、乗組員のほうのかたは、昨年船と共に御留されたかたは、殆んど帰つて参りました。漢かに六人残つておつたのであります、その後最近二隻拿捕された船の乗組員のかたは帰つて参りませんけれども、昨年拿捕された船の乗組員は六人を残して全部帰つて来ておるやうな状態です。

○木下源吾君 損害賠償等、政府が考へておられるといふことならば、これはもう政府自身の責任でやろうといふことは明らかです。そこで、若しもこれらが、まあどういふやうに没収されてなくなるのかなんかわからんが、やはり相手方は日本の向うにあつた財産処分、即ちまあ賠償と相殺すると、いろいろなさういふやうなことの建前になつた場合、やはり相當な額をこれは被害者といふか、そういう者に對しては義務を生ずるのじやないか。そういうやうに考へるのですが、その点はどうですか。

○政府委員(清井正君) その点については何とも申上げられませんが、まあいわゆる漁業問題が他の請求権の問題と密接な関連を持つてお互ひ考慮されておるといふことは事実のやうであります。又韓國側の主張もいわゆる請求

権の問題が双方に非常な意見の違いがあるといふことによつて、漁業問題もそれと関連してなかつて解決を見ないのではなからうかと、私も実は想像いたしておるのであります。まあその問題の解決如何によつて、又おのずから違つて参ると思ひますけれども、私も、私どもの考へとしては、只今お話のやうな拿捕された漁船については、臨時措置といたしまして、この法律によつて低利で代船建造もなし得るやうにといふ措置をいたすれば足るものと私は考へておるのであります。

○木下源吾君 この低利で貸すといふのは、飽くまでも貸すだけなんです、ね。私の言ふのはさうでない。やはり財産権の問題を今聞いておるのですが、今ではこの法律で、余りさういふことまでは必要ないかも知らんから、これではまあよろしいが、同一の所有者で一人でも何隻も持つておるといふ場合があるのですか。これは今度の對象で……。

○政府委員(清井正君) 少しはあるやうであります。そういう余計はございせんけれども、一つの会社で二隻ぐらゐり拿捕されたものはありますけれども、これは極く僅かな例でございまして、大部分は一隻だけのものではあります。

○木下源吾君 それは私は、零細漁民といふか、零細漁船といふのか、そういうものを先ず助けるというのが主眼のやうに考へておるのですが、今のやうに二隻も或いはその他三隻もといふやうな会社ですね、そういうやうなものに對してはやはり同一の考慮の下におやりになつておるのですか。

○政府委員(清井正君) これは實際問題としていたしましては、先ほどちよつと御説明申し上げました通り、五十隻を捕獲したうち、そのうち九隻は御承知の通り農林漁業金融公庫で貸付けられる範囲外に実は相当している経営者の船なんでしょう。そこで五十隻のうち比較的大経営のかたが経営しておられる船の九隻分については、これは本法の措置によらずに、別途の措置によつて開港銀行から所要の措置をとるようになり、このことと交渉いたしておるのではありません。大経営の分の九隻を除きました四十一隻について本法の措置をとるということになっておるのであります。四十一隻の分の中にも一つの経営者で二、三隻捕獲したものもございまして、そういうのは御承知の通り底曳船が捕獲したりいたしますと、底曳は大體二隻で一単位になっておりますので、当然一つ捕獲すると二隻が捕獲する場合同じであります。旋網にいたしましては、二隻なり三隻大抵一組になつておる場合が多いございまして、まあ一隻だけで捕獲する場合もあつて、一隻捕獲すれば二隻捕獲してしまふというふうな場合が多いのでございまして、そういう意味において、二、三隻一経営者において捕獲してあるという場合もあるように思ひます。

○木下源吾君 この貸付に當つて、一切貸付けの権限というのは漁業公庫、公庫にあるのですか。例えば一トンに對して幾ら、現物によつて、当り前なら質屋のように見て貸すというのが当然ですが、そうでなく、最初はやはり船のトン数で、一トンなら何段、こういうふうな貸すのか、そういう点はわかりません。従つて総額がどのくらいになるか、自分でもやはり金を出さなければ代りの船を造れない、そういう点を聞きたいのです。

○政府委員(清井正君) これは農林漁業金融公庫が、公庫の責任において貸付することになつておるわけでありまして、併し私どももいたしましては、これは特殊の事態によつて拿捕された事態でもありまして、又拿捕された船が個別にはつきりわかつておるわけでありまして、隻数も、こういう船が捕獲したということも全部わかつておるわけでありまして、従つて、この船を造るのには、このくらの金が必要というところも、一定の単価で以て計算いたしておりますから、私どもの考へておられますところでも、この捕獲した船の代船を建造するに必要な資金枠というものは、公庫に留保されておるものと考へておるのであります。従つて公庫はこの法律に基き、又この法律に基いて計画を立てることになつておりますから、即ちそれらの個々の申請がありまして、場合に、その個々の代船の融資計画に對して、貸付し得るだけの枠は本年度と来年度に跨りまして十分留保されておるというふうな考へておるわけでありまして、貸付するのは、大體木船ならば八割程度を限度として貸付け、鋼船でありましたならば六割を限度として貸付するということになつておりますので、その限度を見合つて適切に貸付が行われるものと私は考へておる次第であります。

○木下源吾君 まあ、八割と言つても、見方によつては八割貸せばできる場合もあるだろうと思ふ。まあ、鋼船なんというものは、併し六割と言へば大部分は自己資金を出さなければできないと思ふのです。一方において公庫に、漁具までも今度貸してやろうという親切だね。併し他面において、そういうことができないというふうなことが起きませんか、こう考へるのです。その点はどういうふうに考へておられるのか。

○政府委員(清井正君) まあ八割、六割の問題でございまして、確かにその貸付限度外の部分は自己負担をしなければならぬのでありますが、御承知の通り八割と申しますと、殆んど貸付をする場合の最高限度でありますから、これ以上限度を上げるということではきないと思ひますが、鋼船の場合の六割というところを考へて見ますと、大體鋼船の場合は、具體的例をとりましても、全部保険に入つておるのであります。保険に入つておるから、保険の六割の分の自己負担部分に保険の金額が該当する。びつたりと該当しなくても、自己負担の部分に保険金は入つておるのであります。従ひまして四割全部を自己負担ということではなくて、保険制度と見合つてこれに貸付し得るということにならうかと思ひます。而も又鋼船のほうは、木船と比較いたしますと、耐久年限も長うございまして、従つて木船と鋼船とは八割、六割の比率をつけることはどうだろうか。私は考へるものであります。要するに自己負担の部分は、保険に入つておるかたは……。それ以外の部分は自己負担をして頂くということになるのであります。私といたしましては、この限度が最も最高限度として妥当ではないかと考へておるのであります。

○木下源吾君 今のことをいろいろお尋ねしたことは、余り金融機関の独自の見解というものをに任せる部分が多ければ、又今のような請願運動などが個々の業者ではなく、団体等によつて行われるというふうな、今やかましいリベールの問題、又金融機関の不当な権利を振り廻して、そして折角のつまり救済するといふか、援助するといふものを、苦しめる結果になつてはいかんと、こう思ふのです。ですから私はもう少し明確に規定して、これをやつたらいんじやないかと、まあこう考へるのですが、この程度の法律で、業者が實際に救われて心配ない、こう考へるのかどうか。勿論提案された以上は、そういう責任は持つという建前であらうけれども、なにせ水産庁の役人の諸君は、永久にその地位についておるわけでもない、代られたときにあつて又かれこれみんなが困つてはいかん、こう思ふので、そういう点を今のうちに明らかにして、保険金を取つたものにはこうだ、原則としては八割なら八割を貸すのだというふうなことを、もつと明らかにしたほうがいいんではないかと、こう考へるわけなんです。そういう点について、責任を持つて大丈夫だと言ひ得るかどう。そういうことを一つ最後にお伺ひしておきたいと思ふのです。

○政府委員(清井正君) 木下委員御心配の点御尤もな点もありますが、この点は先ほど御説明申し上げた通り、資金枠というものをはつきり特定をいたして、現在の公庫の枠の中にはつきり入つておるのであります。この金額も拿捕されたところの船等を勘案いたしまして、はつきり金額を持定いたしまして、なおそれに漁具の費用等の金額等も勘案いたしまして、はつきり枠を特定いたしてあります。従ひまして公庫といたしましては、この法律ができました場合にきましては、それによつて資金計画なり、事業計画をしまして、私どものほうでこれを承認いたしました。これに基いて公庫は貸付を行つて、このことになつておるわけでありまして、現に実はもう貸付し得る態勢の準備はできておまして、今でも貸付すればし得る態勢ができておるのであります。早くこの法律が出ることを望んでおるやうな事態に実はなつておるのであります。この代船建造の融資は間違ひなく行われるものと私は確信を持つております。

○木下源吾君 最後にもう一点だけ何しておきたいと思ひますが、提案理由の説明を見ますと、何もかも相手の韓国が悪い、そしてこつちには何らの欠点がない。勿論欠点はないであらう、それが、併し相手はやるにやるだけの言ひ分があるだろう。こういうことは全然今こういふふうな書いておられる通りだとしても、問題を解決するのには、こういう態度では問題は解決せんと思ふ。實際は現実に見た現象は、或いはこういうことを言われるようなものかも知れないけれども、やはりここに至る経過というもののについても、多少の考察が必要なことばかりでなく、批判ということも必要だと私は思ふ。こういうやうな態度では今解決しようと思つたつて私はできんと思ふ。何もかも韓国が悪いのだね、無謀なんだ、若しもこういふやうに、本當に主張しなければならん根拠があるならば、これは全部代船をくれやつたらいい、私はそう思ふくらいな

んです。こういう態度は政府としては止むを得ないだろうけれども、実際の交渉に当つては、こういう態度はもう少し改める必要があるのではないかと、いふふうに考えますので、ちよつとこの際所見を伺つておきたいと思つております。

○政府委員(清井正吉) 日韓問題につきましては、先ほどもちよつと御説明申し上げました通り、これを正規の会議によつて解決をいたすべく、すでに二回に亘つて正規の会議をいたしたのでございますが、その後不幸にして決裂を見て、そのままになつておるのであります。私もといたしましては、このいわゆる李承晩ラインの問題につきましては、日韓双方の理解協力によりまして、公正なる判断の下に会議を進めて参りました。会議によつてこの方面の問題を解決して参りたいという事で努力いたしておるような次第でございます。

○秋山俊一郎君 三、四点伺いたいであります。先ほどの提案理由の説明で、この代船建造融資の対象となるものは、昨年の九月以降大量に韓国に拿捕されたというのを主として対象にしている。大体それに關連して本年も一、二艘あります。そういうものを含めるといふことでありますが、この韓国の拿捕というものは当時において若しこの線に入れば拿捕するぞという警告というのか、そういう一方的な宣言をしてやつたのであります。ところが中共とかソ連とか、台湾とかいふものは、何らそういうたような別に予告があるわけなし、随時随所で以て拿捕してその数も相当たくさんになつておるのであります。かような問題が統

出するといふことは、要するに兩國の外交の調整がうまく行つていないといふことは勿論であります。そこに日本政府として大きな責任を感じべきであらうと思つて。そうすると、ひとり日韓問題に關してのみかような措置をとる、その他のものは何らの処置をとらないといふことはどうも我々にははつきりしないのであります。その点は先ほどの御説明によりまして、問題が違ふといふことであります。私はあえて違ふと思つた。ただ財政措置等から予算がどうのこうのといふことであればこれは又別でありまして、それはそれにしつても、これを全然除外して朝鮮問題だけにしような処置をするという理由をもう一度説明願ひたい。

○政府委員(清井正吉) その点は先ほどもちよつと触れたのであります。確かに拿捕といふ事象は韓国にとどまらず中共にも、むしろ中共のほうが最近が多いのであります。国府は最近はいませんが、講和条約発効前は相當あつたといふやうな事実であることは御承知の通りであります。ただ私も考えますのに、いわゆる李承晩ラインはこれは昨年の九月に声明があつたとして、その間に突如として短い期間に多量のものが拿捕されたといふやうな事態にあるのであります。その声明の以前も無論李承晩ラインといふものはあつたのであります。これは拿捕されたものは極く僅かです。また大量に拿捕したといふやうなことでありまして、いわゆる突発的な事故であつたといふやうに考えられるのであります。そういうやうな突発的な一時的な事態に對しては措置をいたしまして、今回この措置を行つたといふやう

に考へておるのであります。中共或いは国府等につきましても、無論拿捕されて、而もそれがいつ、どこで捕まるかわからぬやうな状況であることはお話の通りであります。その点が事態に對して若干韓国と韓国以外のところは違ふといふやうに私は認識をいたしておるのであります。又國際上の關係も、これ又やや異にするやうな点も二つの点がやはり今回の韓国の問題とは異にする考へ方を持つてゐるのであります。なお且つこれに附随する問題であります。財政的な見地から申しましても、中共方面に拿捕されておりまする船は相當大型の船でございます。仮にそれに対しまして同じやうな措置をとるといふと、相當大なる金額を要するといふやうな財政的な観念もこれに附随した一つの考へ方であるのであります。要するに私もいろいろな事情を勘案した結果、韓国の李承晩ラインの措置に對する応急臨時のこれは方法であるといふやうに、その点に對して他と區別し得るもの、こゝういふやうに考へております。

○秋山俊一郎君 どうも違ふという点に私は納得ができません。然らば今回の修正案でも、今年に實際に捕まつたやつも含めて。そうすると今後まだ捕まるかも知れない。この法律が施行された後に韓国に捕まる。仮にこれが数日間後に交付されて、その間に捕まる、今日あたり捕まるかも知れないし、又それが過ぎて一週間ぐらいたつて捕まるかも知れない、そういうたやうなものには全然措置はとらないのであるかどうか。従来成るほど韓国

と中共とは、國の構成の内容も違ふかも知れませんが、台湾は又違ふといふたやうなことで、そういう意味合ひにおいての論議とすると甚だ薄弱である。従つて私は、この中共或いは台湾……ソ連の分は北のほうの小さい船だと思ひますけれども、これらの船は比較的大きい船で、多くは保険に入つてゐると思ふ。特殊保険に入つてゐると思ふのであります。若し入つてゐるとすれば、仮に今度の法律の措置によると、その保険金を受取つたあとの分に對する措置であると思ふ。金額はさう大した問題ではないと思ふのですが、これは二つの事態が違ふといふことについては見解の相違もありましよう。そこで突詰めてもしようがないことではありますけれども、若しこれを中共、ソ連、台湾といふものに、かように拿捕された船に對して金融の措置を講ずるとすれば、どれくらいかかるか、幾らくの資金が必要であるかといふことをお伺ひたいと思ひます。

○政府委員(清井正吉) 中共と国府とに捕まつておりまする船は、私どもの持つております統計によりますといふと、講和発効後二月十五日現在でございますが、四十隻といふことになつておるのであります。国府のほうは講和発効後はいません。乗組員は三百十一人といふことになつてゐるのであります。お話を通りこの四十隻も相當大型の、恐らく大部分が鋼船であると思ひますが、船でありまして、これを再建するに要する金額はちよつと計算いたしておりますが、特殊保険の金額を差引くにいたしましたも相當龐大な金額になるのではないかと

ふりに実は考へておるやうな次第であります。

○秋山俊一郎君 私は、四十隻に對するどれくらい……半額入つたものもあるまいし、又七割入つたものもあると思ふのですが、そういうものを差引くといふのは、今後この問題は、私はどうしても日本の國に責任があるといふ考えからかようなことを質問するわけでありまして、かねてから特殊保険に對する再保険の問題が、國家が九〇%の再保険をしてゐる。ところがかような關係にあるものは、單なる普通保険と違ひまして、國家の責任を感じるが故にペイしないところの特殊保険も九〇%の再保険をしてゐると思ふのです。さうするともう一歩進めてこれに一〇%の再保険をするといふ意思があるかどうか。私はさういふ持つて行くべきだと考へて、かねてさういふことも主張してゐるものであります。これは本来から言つて、全額國庫が負担すべき性格のものといふやうに私は思ふ。併しな

がらそれは今直ちに、他方面との關係もあつて行けないとするならば、せめて害を受けた、いわゆる被害者と申しますか、拿捕された人々も或る程度の負担をし、さうしてそのあとを國家が負担するといふやうなことで一〇%の再保険をするといふ必要があると思ひますが、これは今初めて私が申す問題でありまして、前々から申してゐるわけでありまして、さういふ意味合ひにおいて、若しこれに今回の特定海域における漁船の被害に伴う資金等の裏付けとせんとするならば、保険によつてもカバーするといふ御意思はない

か。その点を一点伺いたいと思います。

○政府委員(清井正君) 保険の問題でございしますが、この点はお話の基本趣旨としては私も同様に考えているのであります。と申しますのは、やはりこれは特殊保険なり、乗組員給与保険という制度があります以上、この制度を最高限に利用することによりまして、この方面の出漁についての一つの問題を解決するということは、やつぱりやるべきものである。是非そういうことでなければならぬというふうに考えているので、従つて私も同方面に出漁する漁船につきましては、李承晩ラインの問題発生後におきまして、なお且つ十分にこの制度を利用し、同方面に出漁するようにということとを関係の業界等にも十分連絡を密にしているようなわけなのであります。従つて一つの問題として、保険制度を拡充強化するという方策は、私は結構な方策であると考えてはいるのであります。併し直ちにこれをお話のよう、或いは一〇〇%保険といいますが、一種の国営保険的な性格になるのであります。そういう制度にすべきものであるかどうかということにつきましては、若干研究をすべき余地があるというふうに私も率直に考えているのであります。尤もこの問題につきましても、御承知の通り、本来の保険制度と違ひまして、一般会計から損失分は補給を受けるのでありますから、保険というよりも損害補償的性格が非常に強いこれは保険であります。而も保険料についても本来ならば、収入、支出を合せますならば、当然保険料が引上るべき性格のものであります。

するけれども、これは今言つたような損害補償という建前があるというところ、それから李承晩ラインの問題等もあるという建前から二十九年度は、二十八年度保険料に据置くと形に二つて、これは極めてございましてけれども、一つの解決の歩に向つては、私もこれは考えているのであります。九〇%再保、一〇〇%再保という問題は、確かに一つの研究問題であるのであつて、私もこれに賛成して同方面のみならず、この保険制度という全般、殊に又特殊保険という制度の今後について行き方といたしまして、確かに考へて行かなければならぬ問題であるというところは十分わかるのであります。今直ちにこういう方向に持つて行くといふことまでお答え申上げることとはできないのであります。十分この問題は研究させて頂きたいというふうに考へてはいるのであります。

○秋山俊一郎君 さつきちよつと質問したのですが、これは法律が施行の日の前日までということになつておりますが、その後において又朝鮮で起つた場合にはどうなるのですか。

○政府委員(清井正君) ちよつと落しまして失礼いたしました。私どもの原案は昭和二十八年の十二月末日までということでしたのであります。と申しますのは、これは先ほども御説明申上げたのであります。九月の中ばに説明がありましてから九月中に二十八隻、十月に十三隻、十一月の極に初めに二隻、こういうものがいわゆる李承晩ラインの声明後拿捕されてゐるのであります。それが四十三隻、そのほかに前に拿捕されたものが七隻ありますので、合せて五十隻をいふことと、

かくあの声明が発してからの一遍にござつと多くの船が拿捕された、それに対する応急措置としてこの法律を出す、その後の問題といたしましては、先ほども申上げた通り拿捕されるかも知れぬ危険の海域につきましても、いわゆる特殊保険を最高限に利用しては、その他のいろいろの方法によつて業界においてもそれだけの心がまえをして、我々としてもそれだけの手筈を整えていくのだから、とにかくそれまでの間の極く暫定的な一定期間に拿捕されたもの、こういう意味合いにおいて十二月末といふことで一応線を引いたのであります。ところが、その後二隻新たに拿捕されたという事態が起りましたので、衆議院におきまして先ほど委員長から御説明があつたのであります。同じような条件であるから入れたほうがよろうといふことで御修正になつて、とにかくこの法律の施行までに同じような事態の起つたものは入れる、こういう御趣旨で御改正になつたのであります。こういふしなればこの法律が施行されるというところが一つの線になつて、施行されるまでの間に同じような事態であればこれは入りまされども、その後起つた問題につきましては、これは別途の措置としまして金融を斡旋するとか、又いろいろなことを具體的な個々の問題として考へるということによつて措置いたすのであります。本法の対象となつたものは、衆議院の御修正通り通るといたしますれば本法施行の前日までといふことで線を引くことに相成るのではないかと思つております。

○秋山俊一郎君 そりしますと、今後又起らないといふことは保証できませんので必ず起るといふことも覚悟せにやならぬのであります。元来保険といふものは特殊保険、漁民給与保険といふたようなものもございしますので、さういふものには是非この特殊海域において操業する場合には入れたいといふことを宣伝もし、勧誘もするといふ意思があるものであります。それにいたしまして今の保険制度といふものをもう少し緩和して、いわゆる特殊保険は一〇〇%再保、こういうことでなければならぬと思つております。今後特殊海域以外において拿捕されることも又あり得ると思つております。そういう場合はもう全然考慮しないのかどうか。

○政府委員(清井正君) この点は只今御説明申上げたことと同じことになるのであります。要するに政令で特殊海域といふものを指定するのであります。それは本法施行までに事件が起りましたものは現在までに五十二隻であります。この法律施行までに仮に又あるとすればそれに加わるのであります。その具體的に拿捕された海域を囲む一つの線を引きまして、それを特定海域といふことにいたすのであります。過去に拿捕された実績に対する一つの措置といふことになつたので、将来の問題とは別途の問題になるというふうに考へております。

○秋山俊一郎君 今の問題はちよつと誤解があると思つたのですが、この法律でなしに今後捕まつたものは只今のお話では資金等の融資を斡旋するといふお話がありました。この場合にこの海域外の場合でもそういう資金の斡旋をなさるかどうかという点であります。

○政府委員(清井正君) 無論私もこの法律は中興の分も含めての法律であります。いろいろ措置をしなければならぬと思つてあります。無論これと同じような条件で公庫から貸付するといふことにつきましては、これは實際問題として非常にむづかしいと思つてあります。資金その他の枠から申しましても非常にむづかしいと思つてあります。まあ開発銀行から貸付し得る資格のあるものにつきましては開発銀行とも十分話し合ひを進めて参らなければならぬと思つてあります。その他我々といひましてはできるだけの措置を、金融等の問題を含めて考慮していろいろ御斡旋申上げたいと思つてはいます。なかつたかと思つてあります。それから簡単にこれが金融の措置が完全に行われるかどうかといふことにつきましては申上げることができませんけれども、十分我々としては努力して参りたいと思つております。

○秋山俊一郎君 第一条のここに保険に入つてゐるものは保険金を差引いたものに対して融資するとありますが、この特殊保険といふものは、先ほどから申しましたように、九〇%しか再保険がないわけですから、そうするとあとの一〇%は組合から支払うのであります。が、実体といたしまして組合から一〇%出していない。これはそうした場合にはこの保険金は保険金額全部を受けるものとしてその残額を融資するものであつか、或いは實際保険を受取つた額の

をなさるかどうかという点であります。○政府委員(清井正君) 無論私もこの法律は中興の分も含めての法律であります。いろいろ措置をしなければならぬと思つてあります。無論これと同じような条件で公庫から貸付するといふことにつきましては、これは實際問題として非常にむづかしいと思つてあります。資金その他の枠から申しましても非常にむづかしいと思つてあります。まあ開発銀行から貸付し得る資格のあるものにつきましては開発銀行とも十分話し合ひを進めて参らなければならぬと思つてあります。その他我々といひましてはできるだけの措置を、金融等の問題を含めて考慮していろいろ御斡旋申上げたいと思つてはいます。なかつたかと思つてあります。それから簡単にこれが金融の措置が完全に行われるかどうかといふことにつきましては申上げることができませんけれども、十分我々としては努力して参りたいと思つております。

残額を融資するのであるか、その点はどういう御見解ですか。

○政府委員(清井正君) これは御趣旨のような点もあるかも知れませんが、私どもの考えとしては、これは支払われた保険の金額ということになるのでございますが、御参考にお聞き上げますが、これはその計算の基礎といたしましては一定の金額を出しまして、それから支払われた保険金を差し引いて、残った金額に対して先ほど申し上げましたように八〇%か六〇%とかいう率をかけているような計算をいたしておるのではない。私どものほうは先ずその金額に八〇%、六〇%か六〇%、その自己負担分の中に保険金が入りますならばそのまゝにしておく、保険が六〇%、八〇%の額を越した場合には超した額を引くというような計算方法をいたしている。実際問題として心配した点はそう起らないのではないかと考えております。

○秋山俊一郎君 もう一つは、九隻に対する金融公庫外のいわゆる開港関係の融資であります。これはどういふふうになつておりますか。開港のほうに対して九隻に対して申請があれば金を出すということになつてゐるのであります。又今後そういうものについて一般と同じように輪流をする意思であるか、その点をお伺いいたします。そうしてその額はどれぐらいか。

○政府委員(清井正君) 開港銀行は五割の大体融資を最高限度といたしておりますけれども、それを計算いたしますと、まあ業務費も含めて大体二億七千万程度の金額になると考えているのであります。そこでこの九隻分でありまして、これは具体的に船の名前

もはつきりしておりますし、経営者もそれ／＼わかつております。そこでこれはいわゆる公庫に相当する部分につきましてはこの法律で措置する、公庫以外の分についてはこれは同じような事態であるのでありまして、経営者が大きいということに差があるのでありまして、私どもはこれは行政措置によつてできるだけ職務を達成するようによつて、前年以下に、昨年以來すでに開港銀行と非常に密接に連絡をとり、関係官庁とも連絡をとつて参つて来ているのであります。開港銀行といたしましてはそれ／＼の会社なり、それ／＼の船につきまして十分承知をいたしております。そこで若しこういうような問題につきまして融資等の話がありますれば必ずこの問題は取上げて十分一考を要するといふうな話をいたしているような状況であります。まだ途中の段階でありますので何とも申し上げられませんが、私どもとしては今後積極的に開港と密接な連絡をとりまして、これは特殊の事態によるこれは代船建造という趣旨を十分強調いたしましてやつて参りたいと考えております。

○千田正君 時間も委員長が要望してゐるのは十二時までというお話ですが、私から言へば法律を出す以上は或る程度相当の不足の問題がないような方法で法律を出してもらいたい。只今秋山委員の質問に対する、特定地域における漁船の被害に伴う資金措置法というものは根拠から法理論から言へば長官のおつしやつた考え方、秋山委員の言われる李承晩ラインだけというものをやるのとはどうかという質問に対して、只今の長官の考え方はほかの

ほうの、或いは北海方面、或いは台湾とか、或いは中東とか、或いは将来起るであろうアラブ海等の問題については触れておらん。それは問題が違ふというのならば、いわば法理論的にはこの法律は不完全であると思う。私はこの法律はむしろいふやうな不法に逮捕された、国際法上当然日本の独立権が尊重されて良識の範囲内において善良なところの操業が行われてゐる立場において不法に逮捕された船舶の被害に伴う資金の融資であるといふことは考えられるが、李承晩ラインは特別なんだという考え方は私はとるべきでないと思う。ただ私ここで長官が私の考え方と同じであるかどうかということを一応質したいと思ふのは、これは取りあへず便宜上、便法上その李承晩ラインに一応特定地域を設けて考えたのだ、将来そういう問題が起つたならば、いふやうな不法に逮捕された、いわゆる国際法上からどういふうな観点から見ても間違ひである、不法的に逮捕されたといふものに對しましては、十分それに対する資金の融通等について考える、将来も目を限らずに、将来そういう問題が起きた場合に考える、取りあへずこの便宜措置法であるといふことならば私は賛成するけれども、根本的に法理論に違ふというのならば賛成できない、その点はつきりして頂きたい。国際法上或いは日本の独立権の尊重の立場から考えた場合に輕々にはこういう法律を簡単に通すべきではないと私は考える。便宜上の問題ならば私は賛成します。その点をもう一度はつきり長官から念を押して、あなたの意のあると

ころを伺つておいてこの法案に対して賛否を私は決したいと思ふ。

○政府委員(清井正君) この問題の根本的な考え方につきましてですが、それは先ほど来御質問に觸れてあつたのであります。この点は非常にむづかしいところでありまして、私どもは現在のところでは韓国側の先般のいわゆる声明に基く逮捕措置に対する応急臨時の措置であるといふふうにお聞き願ひをいたします。そのほかの中共なり、ソ連なり、国府なり、同じようないわゆる逮捕という問題があるのであります。その点は先ほど申し上げたようにいろいろの観点で韓国の問題とは事情を異にしておるというやうなこともありますので、これは一応切離して韓国についての特別措置といふことのでこの問題を取扱つて行きたい、こういうふうにお聞き願ひいたします。

○千田正君 そこでもう一点考えて頂きたいのですが、然らば韓国以外にこういう問題が起きた場合、同様或いはより以上のこうした法案を将来政府としては提出するといふ考えをお持ちでありますかどうか、その点伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) この問題は今御説明申した通り、韓国の措置に対する応急臨時の措置といふことでございまして、将来他方面の問題が起きる場合には即応して適切な方策を立てて行きたいといふふうにお聞き願ひをいたします。

を帯びて参つたのですが、その以後の問題における、只今秋山委員に対する政府の答弁は保険等によつて考へて行く、こういうのであります。そういふ方面に対する準備も十分やつておられるかどうか、この点につきましてはどういふふうにお聞き願ひをいたします。

○政府委員(清井正君) 先ず問題といたしましては、保険なり損害補償の問題であります。この点は先ほど秋山委員からお話があつたのであります。この方面の制度の拡充をして参らなければならぬといふふうに思つてゐるのであります。併しながら現実として実現いたしておりますのは、先ほど申し上げました通り、本年度の特殊保険の保険料負担が昨年度の同金額にとどまつたといふ極めて消極的ではございますが、その部分が実現されたのみであるのであります。その点は甚だ不十分であると思ひますけれども、今後の問題といたしましては損害補償制度といふものをどういふふうに行つて行くかといふことを十分一検討をしなければならぬと思ふのであります。九〇%保険を一〇〇%保険にするといふ問題も一つの方法かも知れません。

これらの問題も含めて特殊保険制度、或いは乗組員保険制度、更に進んでは一般の保険制度、損害補償制度と併せまして、今後この問題を慎重に考えを進めて参つて行かなければならぬといふふうに考へてゐる次第であります。

それから融資等の問題につきましても、只今のところでは明年の漁船の融資額が公庫からは十五億といふことが一応内定いたしてゐるのであります。

○千田正君 僕は討論に移りますけれども、法律は少くとも万民等しく同じような利益を受ける、保護を受けることの法律でなければ完全な法律でないといふことは考へます。而も同じような条件、同じような状態において、この法律において起きているものにはこの法律は適用されず、一定の区域内においてのみ損害をこうむつたものに対して特定の国の保護を受けるということ、私はいゝゆる完全な法律ではないと考へておられますが、いざ又この点について更に改めて後日論する機会もあると思ひますが、討論の際に又改めて申し上げます。

○委員長(森崎隆君) はかに御質疑ございせんか。別に御発言もなければ質疑はこれを以て終局したものと認めたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと思ひます。これより本法律案の討論を行います。討論をなさる際には必ず賛否を明らかにされまして御発言を願ひたいと思ひます。

○秋山俊一郎君 私はこの法案に賛成するものであります。ただ先ほど来質問を重ねましたように、単に韓国の

問題に限らずソ連、中共、或いは国府関係においてもしばしば、そういう事態が起つておるのでありますから、今後これらに対しても国家として、今回の臨時措置に準ずべき制度を何らかの方法によつて講じて行く、その途はいろいろ質問応答の中に現れておりますが、さういふ面を今後できるだけ速かに解決して行くといふことの要望を付しまして、希望を付しまして本案に賛成いたします。

○青山正一君 この法案は、提案者である政府自身が認めておるやうにいろいろの不備な点があります。

第一に、この措置は単なる臨時的な措置であつて、恒久的な制度ではない。それから第二には、拿捕による損害のみが対象となつて、いわゆる操業不能の場合などが相当あるわけでありませんが、そういう損害については考へていない。それから第三には、先ほどから秋山委員、或いは千田委員が非常に指摘しておるやうに、朝鮮海域だけで他の海域には全然及んでいない。それから第四には、同じ拿捕船でも農林漁業金融公庫の貸付対象にもならないやうなものは殆んど除外されておる。勿論行政措置によつて開港との関係の途は開いておるのであります。

○委員長(森崎隆君) 第五に、貸付利率五分五厘、外航船の利率三分五厘などに比して非常に高率である。勿論利率補給も府県の任意ではあるが、さういふやうな制度がありま

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと思ひます。これより本法律案の討論を行います。討論をなさる際には必ず賛否を明らかにされまして御発言を願ひたいと思ひます。

は衆議院の修正案が原案よりも非常にましであるといふやうな点からして、この衆議院の修正案に賛成いたします。で、今後は、さういふやうな臨時の措置でこれだけで終りといふやうなことではなく、先ほどから千田委員が再三に亘つて申入れのあるやうに、恒久的な制度、又恒久的な制度ができなければ簡単な行政的な措置によつて、さういふたあらゆる面が解決でき得るやうに一つ工作して頂きたい、さういふ条件付きで、この衆議院の修正案に賛成いたします。

○千田正君 もう先に質疑の際十分申述べておりましたが、法律は少くとも等しからざるを憂ふやうな法律であつては万民に対して賛意を表する法律とは思へない。特にさういふ特定地域を限定したことによつて、逆に李承晩ラインを認めるがごとき結果に陥らざるやうなことは十分避けなければならぬ。併しながら現実の問題として、一日も早く、生きなくてはならないところの漁民のこの地域における損害を受けた人たちのことを考へれば、質疑応答に日を暮しては、苦しんでこの法の一日も早からんことを待望しておられる人たちに對する期待をこねる点があります。先ほど青山委員が言つた、ないよりはましだ、とにかくこれによつて何百人かの零細漁民が救われるんだという立場におきまして私は一応賛成しておきます。併しながら要するところは、やはり法の全きを期すために、同じやうな条件において不当拿捕された……、少くとも日本の今日の政局において十分なる国交が回復できない地域における独立権の侵害といふ意味から、不法拿捕された船舶及

び損害を受けたところの漁民に対しては根本的な法律を作つて救うべきである。その点を飽くまで推し進めることを將來期待して、不本意ではありますけれども賛意を表します。

○森八三三君 私も衆議院で修正された案に賛成をいたします。ただ賛成をいたしますにつきまして、先刻から青山委員、千田委員から御発言のございましたやうな点については全く同感でありますので、今後さういふやうな点が抜本的に完備されますやうな方向に向つて措置されることを十分希望をいたします。同時に不満足ながらこの法案に賛成いたしたのであります。折角この法案ができまして、対象となり得る諸君はいずれも経済的に極めて困難な零細な立場におる諸君でありますので、制度はできても實際資金が貸出になるといふやうな手続等に移りますと、非常にそれが煩瑣であるために、實際の問題として効果を示して来ないといふやうなことがしばしば過去において、同様の施策に見られるのであります。なお信用力の問題などに関連して、この法律が有名無実にならないやうな危険がないとも言われ

○委員長(森崎隆君) 第五に、貸付利率五分五厘、外航船の利率三分五厘などに比して非常に高率である。勿論利率補給も府県の任意ではあるが、さういふやうな制度がありま

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと思ひます。これより本法律案の討論を行います。討論をなさる際には必ず賛否を明らかにされまして御発言を願ひたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと思ひます。これより本法律案の討論を行います。討論をなさる際には必ず賛否を明らかにされまして御発言を願ひたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと思ひます。これより本法律案の討論を行います。討論をなさる際には必ず賛否を明らかにされまして御発言を願ひたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと思ひます。これより本法律案の討論を行います。討論をなさる際には必ず賛否を明らかにされまして御発言を願ひたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと思ひます。これより本法律案の討論を行います。討論をなさる際には必ず賛否を明らかにされまして御発言を願ひたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと思ひます。これより本法律案の討論を行います。討論をなさる際には必ず賛否を明らかにされまして御発言を願ひたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと思ひます。これより本法律案の討論を行います。討論をなさる際には必ず賛否を明らかにされまして御発言を願ひたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと思ひます。これより本法律案の討論を行います。討論をなさる際には必ず賛否を明らかにされまして御発言を願ひたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと思ひます。これより本法律案の討論を行います。討論をなさる際には必ず賛否を明らかにされまして御発言を願ひたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと思ひます。これより本法律案の討論を行います。討論をなさる際には必ず賛否を明らかにされまして御発言を願ひたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) それではこれを以て討論は終局いたしました。これより本法律案の採決を行いたいと思います。

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院修正送付案)全部を問題といたします。本法律案を衆議院修正送付案通り可決することに御賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(森崎隆君) 全会一致と認めます。よつて右法律案は衆議院修正送付案通り可決すべきものと決定されました。

右法案に賛成されたおかたは順次御署名を願いたいと思います。

多数意見者署名

秋山俊一郎 千田 正

青山 正一 野田 俊作

森 八三二 木下 源吾

菊田 七平

○委員長(森崎隆君) なお右法律案に関する事後の手續並びに本会議における口頭報告等につきましては、慣例によりまして委員長に御一任を願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと認め、さうに決定いたします。

それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後零時九分散会

二月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置

法案(予備審査のための付託は二月十二日)

昭和二十九年三月五日印刷

昭和二十九年三月六日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局